

静岡県告示第62号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第3項の規定により告示する。

なお、令第5条第3項の規定により添付された指定漁船調書を令和7年2月4日から起算して15日間、いとう漁業協同組合に備え置いて縦覧に供する。

令和7年2月4日

静岡県知事 鈴木康友

1 発起人の住所氏名

静岡県伊東市宇佐美906-9	木部 弘吉
静岡県伊東市川奈1231-320	高田 充朗
静岡県伊東市川奈1257-385	磯崎 浩
静岡県伊東市八幡野804	肥田 元幸
静岡県伊東市大原3-17-7	加納 隆

2 加入区

伊東市加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

いとう漁業協同組合